農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)農薬取締法の一部を改正する法律案新旧対照条文

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

2 前項の登録の申請は、次の事項を記載した申請書、農薬の薬効物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(以下「特定農薬」という。)を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第七条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。 (農薬の登録)	(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	改正案
2 前項の登録の申請は、次の事項を記載した申請書、農薬の薬効に無難について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを販売してはならない。ただし、輸入業者が、第十五条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでよる表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りではい。	2 (略) (定義) (の) (に義) (の) (に義) (に義) (に義) (に義) (に義) (に義) (に義) (に義	現

薬の見本を提出して、これをしなければならない。 薬害、 毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農

下同じ。) 及び住所 氏名 (法人の場合にあつては、 その名称及び代表者の氏名。 以

二 農薬の種類、名称、物理的化学的性状並びに有効成分とその他 の成分との別にその各成分の種類及び含有量

三 適用病害虫の範囲 ( 農作物等の生理機能の増進又は抑制に用 適用農作物等の範囲及び使用目的。 以下同 しし ڙ 비치되 四

られる薬剤にあつては、 ) 及び使用方法

六 五 四 水産動植物に有毒な農薬については、その旨 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

ては、その旨 引火し、 爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬につい

貯蔵上又は使用上の注意事 項

치시七 製造し、又は加工しようとする農薬については、 製造場の名称及び所在地 製造方法及び

製造責任者の氏名 +

及び材質並びにその内容量 販売する場合にあつては、 その販売に係る容器又は包装の種類

ばならない。 薬検査所(以下「検査所」という。)に農薬の見本について検査を3 農林水産大臣は、前項の申請を受けたときは、独立行政法人農 該農薬を登録し、 させ、次条第一項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく当 かつ、次の事項を記載した登録票を交付しなけれ

登録番号及び登録年月日

登録の有効期間

第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬にあつて申請書に記載する前項第二号及び第三号に掲げる事項 水質汚濁性農薬」という文字

> |、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに 薬の見本を提出して、これをしなければならない。

一 氏名 ( 法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名。 以

二 農薬の種類、名称、物理的化学的性状並びに有効成分とその 下同じ。) 及び住所

られる薬剤にあつては、 の成分との別にその各成分の種類及び含有量 適用病害虫の範囲 ( 農作物等の生理機能の増進又は抑制に用い 販売する場合の容器又は包装の種類及び材質並びにその内容量 適用農作物等の範囲及び使用目的。 以下同

 $\equiv$ 

) 及び使用方法 人畜に有毒な農薬については、 その旨及び解毒 方法

水産動植物に有毒な農薬については、 その旨

引火し、爆発し、 又は皮膚を害する等の危険のある農薬につい

十九八 ては、その旨 貯蔵上又は使用上の注意事 項

製造場の名称及び所在地

び製造責任者の氏名 製造業者の製造し、 又は加工した農薬については、 製造方法及

3 ばならない。 該農薬を登録し、 させ、次条第一項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく当 薬検査所(以下「検査所」という。)に農薬の見本について検査を 農林水産大臣は、前項の申請を受けたときは、独立行政法人農 かつ、次の事項を記載した登録票を交付しなけれ

登録番号及び登録年月日

登録の有効期間

Ξ 申請書に記載する前項第二号及び第四号に掲げる事

土壌残留性農薬又は第十二条の四第一項の水質汚濁性農薬に該当す る農薬にあつては、それぞれ、 第十二条の二第一項の作物残留性農薬、 「作物残留性農薬」 第十二条の三第一 「土壌残留性

六 五 製造場の名称及び所在地 製造者又は輸入者の氏名及び 住所

6 略)

載 事 項の訂正又は品質改良の指

者に対し申請書の記載事項を訂正し、 ずれかに該当する場合は、 きことを指示することができる。 農林水産大臣は、 同項の規定による登録を保留して、 前条第三項の検査の結果、 又は当該農薬の品質を改良す 次の各号 ョ 申 の 請 い しし

申請書の記載事項に虚偽の事実があるとき。

薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。 前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従 い当該農

Ξ 四 た場合においてもなお人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき。 当該農薬を使用するときは、使用に際し、 前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該 危険防止方法を講じ

それがあるとき。 薬を使用する場合に、 の汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるお の程度からみて、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、 S使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、そ当該農薬が有する農作物等についての残留性写の事項についての申請書の記載に従い当該農 の汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずる

薬を使用する場合に、当該農薬が有する土壌についての残留性の程 五 を生ずるおそれがあるとき。 の汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害 度からみて、その使用に係る農地等の土壌の汚染が生じ、 前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農 かつ、 そ

三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとし 日数にわたる持続性からみて、 た場合に、 れる水産動植物の被害が発生し、 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二 その水産動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当 多くの場合、 かつ、その被害が著しいものと その使用に伴うと認め 項第

> 六 五 製造場の名称及び所在地 製造業者又は輸入業者の氏名及び 又は「水質汚濁性農薬」という文字 住

6 略)

(記載事項の訂正又は品質改良の指 示

し申請書の記載事項を訂正し、 とを指示することができる。 に該当する場合は、同項の規定による登録を保留して、 農林水産大臣は、 前条第三項の検査の結果、 又は当該農薬の品質を改良すべきこ 次の各号の一 申請者に対

申請書の記載事項に虚偽の事実があると

薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。 前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い当

Ξ の程度からみて、 薬を使用する場合に、 四 た場合においてもなお人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき。 当該農薬を使用するときは、 前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い当該 その使用に係る農作物等の汚染が生じ、 9使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、そ当該農薬が有する農作物等についての残留性 使用に際し、 危険防止方法 を

度からみて、その使用に係る農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、そ薬を使用する場合に、当該農薬が有する土壌についての残留性の程 の汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に を生ずるおそれがあるとき。 前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い当 被 該 害

それがあるとき。

られる水産動植物の被害が発生し、 四号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとし 日数にわたる持続性からみて、多くの場合、 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第 その水産動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当 かつ、 その被害が著しいものと その使用に伴うと認め 第

なるおそれがあるとき

となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。 る水産動植物を含む。第十二条の二において同じ。 の汚濁が生じ、 規定する公共用水域をいう。第十二条の二において同じ。)の水質 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に た場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域 三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとし 当該種類の農薬が、 かつ、 その汚濁に係る水(その汚濁により汚染され その相当の普及状態のもとに前条第 )の利用が原因 項 第

当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずる

おそれがあるものであるとき。 農薬としての使用価値がない

農薬が公定規格に適合せず、 る当該種類の他の農薬の薬効に比して劣るものであるとき。 公定規格が定められている種類に属する農薬については、 かつ、その薬効が公定規格に適合して 当該

認められるとき。

当該農薬の薬効が著しく劣り、

2

(略)

継

た者の地位を承継する。 併により設立した法人又は分割によりその登録に係る農薬の製造若 続人を選定したときは、その者)、 登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入の事業を承継すべき相 全部又は一部を承継させるものに限る。 は分割(その登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入の事業の 第五条の二 しくは加工若しくは輸入の事業を承継した法人は、 (相続人が二人以上ある場合において、 第二条第一項の登録を受けた者について相続、 合併後存続する法人若しくは合 ) があつたときは、 その全員の同意によりその その登録を受け 相続人 合併又

しくは加工又は輸入の事業の全部又は一部の譲渡しをしたときは、2 第二条第一項の登録を受けた者がその登録に係る農薬の製造若 その登録を受けた者の地位を承継する。

なるおそれがあるとき。

る水産動植物を含む。 の汚濁が生じ、 規定する公共用水域をいう。第十二条の四において同じ。)の水質 た場合に、 四号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとし となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に 当該種類の農薬が、 多くの場合、 かつ、 第十二条の四において同じ。 その汚濁に係る水(その汚濁により汚染され その使用に伴うと認められる公共用水域 ( その相当の普及状態のもとに前条第 ) の利用が原因 二項

八 おそれがあるものであるとき。 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずる

九 認められるとき。 当該農薬の薬効が著しく劣り、 農薬としての 使用 価 値 が ない

لح

いる当該種類の他の農薬の薬効に比して劣るものであるとき。農薬が公定規格に適合せず、かつ、その薬効が公定規格に適な 公定規格が定められている種類に属する農薬につい その薬効が公定規格に適合して ては、 該

2 . (略)

**(**承

Ιţ 以上ある場合において、 )、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割 の製造業又は輸入業を承継すべき相続人を選定したときは、 承継させるものに限る。 は分割(その登録に係る農薬の製造業又は輸入業の全部又は一部を 第五条の二 によりその登録に係る農薬の製造業若しくは輸入業を承継した法人 その登録を受けた者の地位を承継する。 第二条第一項の登録を受けた者について相続、 ) があつたときは、 その全員の同意によりその登録に係る農薬 相続人 (相続人が二人 その者

の登録を受けた者の地位を承継する。 又は輸入業の全部又は一部の譲渡しをしたときは、 第二条第一 項の登録を受けた者がその登録に係る農薬の製造 譲受人は、そ

2

にあつては、 並びに事業の譲渡しの場合にあつては合併若しくは分割又は事業の 登録票の書替交付(一の農薬の製造若しくは加工又は輸入の事業の 譲 継した者は、 一部につき分割により事業を承継し、又は事業の譲渡しを受けた者 渡しの日から二週間以内に、 前二項の規定により第二条第一項の登録を受けた者の地位 登録票の交付)を申請しなければならない。 相続の場合にあつては相続後遅滞なく、 その旨を農林水産大臣に届け出て、 合併及び分割 を承

(略)

(登録を受けた者の義務

らない。 その写しをその他の製造場又は事務所に備え付けて置かなければな たる製造場に、 林水産省令で定めるところにより、登録票を、 該農薬を製造し若しくは加工し、 第六条 第二条第一項の登録を受けた者 ( 専ら自己の使用のため当 輸入者にあつては主たる事務所に備え付け、 又は輸入する者を除く。 製造者にあつては主 Ιţ かつ、 農

届け出、 号から第十号までの事項中に変更を生じたときは、 2 合にあつては、 た日から二週間以内に、 第二条第一項の登録を受けた者は、 かつ、 その書替交付を申請しなければならない。 変更のあつた事項が登録票の記載事項に該当する場 その理由を付してその旨を農林水産大臣に 同条第二項第一号又は第四 その変更を生じ

3 略

内に、 5 しくは加工又は輸入を廃止したときは、その廃止の日からこ 第二条第一項の登録を受けた者がその登録に係る農薬の製造若 その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。 週間以

六条の二 第二条第一項の登録を受けた者は、その登録に係る同 (申請による適用病害虫の範囲等の変更の登録

> 継した者は、 3 登録票の書替交付(一の農薬の製造業又は輸入業の一部につき分割 譲渡しの日から二週間以内に、 並びに事業の譲渡しの場合にあつては合併若しくは分割又は事業の 録票の交付)を申請しなければならない。 により事業を承継し、 前 |項の規定により第二条第 | 項の登録を受けた者の地位を 相続の場合にあつては相続後遅滞なく、 又は事業の譲渡しを受けた者にあつては、 その旨を農林水産大臣に届け出て、 合併及び分割

略

4

(登録を受けた者の義務

他の製造場又は事務所に備え付けて置かなければならない。 第六条 第二条第一項の登録を受けた者は、 入業者にあつては主たる事務所に備え付け、 ところにより、 登録票を、 |務所に備え付け、かつ、その写しをそ製造業者にあつては主たる製造場に、| 農林水産省令で定め 輸る

当する場合にあつては、 産大臣に届け出、 更を生じた日から二週間以内に、 又は第五号から第十号までの事項中に変更を生じたときは、 2 第二条第一項の登録を受けた者は、 かつ、 その書替交付を申請しなければならない。 変更のあつた事項が登録票の記載事項に該 その理由を附してその旨を農林水 同条第二項第一号、 その変 第三号

3 • 4 (略)

の旨を農林水産大臣に届け出なければならない。 又は輸入業を廃止したときは、 第二条第一項の登録を受けた者がその登録に係る農薬の製造業 その廃止の日から二 一週間以内に、 そ

6 (略)

(申請による適用病害虫の範囲等の変更の登録

第六条の二 第二条第一項の登録を受けた者は、その登録に係る同

農林水産大臣に提出して、 性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本を で定める事項を記載した申請書、 条第二項第三号の事項を変更する必要があるときは、 変更の登録を申請することができる。 登録票、 変更後の薬効、 農林水産省令 薬害、 毒

(略)

職 権 による適用病害虫の範囲等の変更の登録及び登録の取消

又はその登録を取り消すことができる。 つた場合において、これらの事態の発生を防止するためやむをえな 号までの各号のいずれかに規定する事態が生ずると認められるに至 場合においてもなおその使用に伴つて第三条第一項第二号から第七 登録に係る第二条第二項第三号の事項を遵守して使用されるとした 第六条の三 その登録に係る第二条第二項第三号の事項を変更する登録をし、 必要があるときは、その必要の範囲内において、 農林水産大臣 ば 現に登録を受けている農薬 当該農薬につき が、 そ の

2 及び理由 を取り消したときは、 二条第二項第三号の事項を記載した登録票を交付しなければならな 農林水産大臣は、 を通知し、 かつ、 遅滞なく、当該処分の相手方に対し、 前項の規定により変更の登録をし、 変更の登録の場合にあつては変更後の第 又は登録 その旨

2

3 略

(水質汚濁性農薬の指定等に伴う変更の登録)

質汚濁性農薬の指定があり、又はその指定の解除があつたときは、 滞なく、 汚濁性農薬に該当し、又は該当しないこととなつたものにつき、 現に登録を受けている農薬で、 第六条の四 その旨の変更の登録をしなければならない。 農林水産大臣は、 第十二条の二第一項の規定により水 その指定又は指定の解除に伴い水質

> 条第二項第四号の事項を変更する必要があるときは、 性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本を で定める事項を記載した申請書、 農林水産大臣に提出して、 変更の登録を申請することができる。 登録票、 変更後の薬効、 農林水産省 薬害、 毒 令

2 4 略)

職 権 Ī よる適用病害虫の範囲等の変更の登録及び登録 の 取 消

二条第二項第四号の事項を記載した登録票を交付しなければならな の登録を取り消すことができる。 登録に係る第二条第二項第四号の事項を変更する登録をし、 があるときは、 合において、これらの事態の発生を防止するためやむをえない必要 号までの各号の一に規定する事態が生ずると認められるに至つた場 場合においてもなおその使用に伴つて第三条第一項第二号から第七 登録に係る第二条第二項第四号の事項を遵守して使用されるとした 第六条の三 及び理由を通知し、 を取り消したときは、 農林水産大臣は、 農林水産大臣は、 その必要の範囲内において、 かつ、 遅滞なく、 前項の規定により変更の登録をし、 変更の登録の場合にあつては変更後の第 現に登録を受けている農薬が、 当該処分の相手方に対し、 当該農薬につき、 又は登 その旨 又はそ その

ſΪ

3

略)

土壌残留性農薬若しくは水質汚濁性農薬の指定があり、又はこれら 第六条の四 なければならない。 ないこととなつたものにつき、 らの指定又は指定の解除に伴いこれらの農薬に該当し、又は該当し の指定の解除があつたときは、 項若しくは第十二 物残留性農薬等の指定等に伴う変更の登録 農林水産大臣は、 一条の四第一項の規定により作物残留性農薬、 遅滞なく、 現に登録を受けている農薬で、これ 第十二条の二第一項、 その旨の変更の登録をし 第十二 |条の|

2 略

(登録の失効

項の登録は、 第六条の五 その効力を失う。 次の各号のいずれ かに該当する場合には、 第二条第

若しくは加工又は輸入を廃止した旨を届け出たとき。 第二条第一項の登録を受けた者が、その登録に係る農薬の製造 登録に係る第二条第二項第二号の事項中に変更を生じたとき。

清算が結了したとき。 第二条第一項の登録を受けた法人が解散した場合におい ζ そ

録票の返納

第 なく、 水産大臣に返納しなければならない。項第三号又は同条第三項第四号の事項を記載した登録票)を農林 六条の六 項の登録を受けた者(前条第三号の場合には、 登録票(第三号に該当する場合には、変更前の第二条第一 次の各号のいずれかに該当する場合には、 清算人) 第二条第 Ιţ 遅滞

前条の規定により登録がその効力を失つたとき。第二条第一項の登録の有効期間が満了したとき。

登録がされたとき。 第六条の三第一項又は第六条の四第一項の規定により変更の

兀 消されたとき。 第六条の三第一項又は第十四条第一項の規定により登録が取

(登録に関する公告

項の規定により登録を取り消したときは、 消したとき、 六条の三第一項の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り 六条の七 第六条の五の規定により登録が失効したとき、又は第十四条第一 項を公告しなければならない。 第六条の四第一項の規定により変更の登録をしたとき 農林水産大臣は、 第二条第一項の登録をしたとき、 遅滞なく、 その旨及び次 第

> 2 略

(登録の失効)

第六条の五 は、その効力を失う。 次の各号の 一に該当する場合には、 第二条第一項 の

業又は輸入業を廃止した旨を届け出たとき。 第二条第一項の登録を受けた者が、その登録に係る農薬の製造 登録に係る第二条第二項第二号の事項中に変更を生じたとき。

の清算が結了したとき。 第二条第一項の登録を受けた法人が解散した場合において、

Ξ

(登録票の返納

第六条の六次の各号の一に該当する場合には、 号又は同条第三項第四号の事項を記載した登録票)登録票(第三号に該当する場合には、変更前の第二 臣に返納しなければならない。 録を受けた者(前条第三号の場合には、 変更前の第二条第二項第四 清算人)は、 第二条第一項 を農林水産大 遅滞なく、 の登

第二条第一項の登録の有効期間が満了したとき。

前条の規定により登録がその効力を失つたとき。

登録がされたとき。 第六条の三第一項又は第六条の四第一項の規定により変更の

四 1) 消されたとき。 第六条の三第一項又は第十四条第一 項の規定により登録 が

(登録に関する公告)

消したとき、 項の規定により登録を取り消したときは、 六条の三第一項の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り 第六条の七 事項を公告しなければならない。 第六条の五の規定により登録が失効したとき、又は第十四条第一 農林水産大臣は、 第六条の四第一項の規定により変更の登録をしたとき 第二条第一項の登録をしたとき、 遅滞なく、その旨及び次

### 登録番号

農薬の種類及び名

製造者又は輸入者の氏名及び住所

# (製造者及び輸入者の農薬の表示)

表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない 登録に係る農薬で同条第六項において準用するこの条の規定による る場合にあつてはその包装)に次の事項の真実な表示をしなければ ならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、 入した農薬を販売するときは、その容器(容器に入れないで販売す 第 (してこれを販売するとき、又は輸入者が、 七条 製造者又は輸入者は、 その製造し若しくは加工し、 第十五条の二第一項の 若しくは輸 又は輸

### 登録番号

Ξ 分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量 登録に係る農薬の種類、 公定規格に適合する農薬にあつては、「公定規格」という文字 名 称、 物理的化学的性状並びに有効成

は六五四 第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬にあつて登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法 「水質汚濁性農薬」という文字

九八七 水産動植物に有毒な農薬については、その旨人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

引火し、 爆発し、 又は皮膚を害する等の危険のある農薬につい

### その旨

貯蔵上又は使用上の注意事 項

製造場の名称及び所在地

最終有効年月

## ては、

登録番号

農薬の種類及び名称

製造業者又は輸入業者の氏名及び住 所

# (製造業者及び輸入業者の農薬の表示

第七条 は輸入した農薬を販売するときは、 あるものを輸入してこれを販売するときは、 係る農薬で同条第六項において準用するこの条の規定による表示の ればならない。 売する場合にあつてはその包装) に次の事項の真実な表示をしなけ 製造業者又は輸入業者は、 ただし、輸入業者が、 その容器(容器に入れないで販 その製造し若しくは加工し、 第十五条の二第一項の登録に この限りでない。

#### 登録番号

Ξ 分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量三年の登録に係る農薬の種類、名称、物理的化学的性状並びに有効成 公定規格に適合する農薬にあつては、「公定規格」という文字

#### 内容量

登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法

土壌残留性農薬又は第十二条の四第一 六 五 四 る農薬にあつては、それぞれ、 第十二条の二第 項の作物残留性農薬、 「作物残留性農薬」 項の水質汚濁性農薬に該当す 第十二条の三第 土壌残留性 項 の

七 人畜に有毒な農薬については、その旨農薬」又は「水質汚濁性農薬」という文字

その旨及び解毒方法

九八 水産動植物に有毒な農薬については、 その旨

ては、その旨 引火し、爆発し、 又は皮膚を害する等の危険のある農薬につい

貯蔵上又は使用上の注意事 項

製造場の名称及び所在地

最終有効年月

# (販売者の届出)

第八条 Ŕ 製造し若しくは加工し、 第十三条第一項及び第三項並びに第十四条第四項において同じ。 その販売所ごとに、 販売者(製造者又は輸入者に該当する者 次の事項を当該販売所の所在地を管轄する 又は輸入する者を除く。 (専ら特定農薬を を除く。 次項、

氏名及び住所

都道府県知事に届け出なければならない。

当該販売所

2 同 様に届け出なければならない。 売者は、 前 項の届出事項中に変更を生じたときもまた同項 لح

3 つてはその変更を生じた日から二週間以内に、 設の日から二週間以内に、 てはその開始の日までに、 前二項の規定による届出は、 第一項の事項中に変更を生じた場合にあ 販売所を増設した場合にあつてはその増 新たに販売を開始した場合にあ これをしなければな つ

(販 売者についての農薬の販売の制限又は禁止等)

販売してはならない。 おいて準用する場合を含む。 て同じ。 九条 )の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を 販売者は、 容器又は包装に第七条(第十五条の二第六項に 以下この条及び第十一条第一 号におい

伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号のいずれかに規定 2 する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必 により変更の登録をした場合その他の場合において、農薬の使用に により変更の登録をし、又は登録を取り消した場合、 いて準用する場合を含む。第十六条第一項において同じ。) の規定 一項(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定 の範囲内において、 農林水産大臣は、 第七条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければ 農林水産省令をもつて、 第六条の三第一項 (第十五条の二第六項にお 販売者に対し、 第六条の四第 農薬

#### 販 売業者の )届出)

所在地を管轄する都道府県知事 第 八条 販売業者は、 その営業所ごとに、 に届け出なけ 左の事項を当該営 ればならない。 業所

の

氏名及び住所

当該営業所

卸売業及び小売業の

2 と同様に届け出なければならない。 販売業者は、 前項の届出事項中に変更を生じたときもまた同

じた場合にあつてはその変更を生じた日から二週間以内に、これ つてはその増設の日から二週間以内に、 3 つてはその開始の日から二週間以内に、 しなければならない。 前二項の規定による届出は、 あらたに営業を開始した場合に 第一項の事項中に変更を生営業所を増設した場合にあ

(販売業者についての農薬の販売の制限又は禁止等

第九条 表示のある農薬でなければこれを販売してはならない。 び第二項並びに第十二 において準用する場合を含む。 販売業者は、 |条の三第一項において同じ。) の規定による 容器又は包装に第七条(第十五条の二 以下この条 第十二条の二第 一第六項 一 項 及

伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号の一に規定する事 いて準用する場合を含む。 2 により変更の登録をした場合その他の場合において、農薬の使用に 一項(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定 により変更の登録をし、又は登録を取り消した場合、第六条の四第 項の登録に係る農薬の輸入業者を含む。 内において、 が発生することを防止するため必要があるときは、 農林水産大臣は、 農林水産省令をもつて、 第六条の三第一項(第十五条の二第六項に 第十六条第一 項において同じ。) の規定 販売業者 (第十五条の二第 次項において同じ。 その必要の範

その販売をしてはならないことその他の販売の制限をし、 販 売を禁止することができる。 又はその

又は輸入者がした容器又は包装の表示とみなす。 変更したときは、その変更後の表示は、同条の規定によつて製造者 められた場合において、 の表示を変更しなければ農薬の販売をしてはならない旨の制限が定 3 前 項の農林水産省令をもつて第七条の規定による容器又は包装 販売者が当該表示をその制限の内容に従い

るように努めるものとする。 者若しくは輸入者又は販売者は、 について第二項の規定によりその販売が禁止された場合には、 製造者又は輸入者が製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬 当該農薬を農薬使用者から回収す 製造 4

#### 帳帳 (簿)

二条の二第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬については、 量を、 第十条 くとも三年間その帳簿を保存しなければならない。 譲受数量及び譲渡先別譲渡数量)を、真実かつ完全に記載し、 者及び輸入者にあつてはその製造又は輸入数量及び譲渡先別譲渡数 る者を除く。 製造し若しくは加工し、 |項において同じ。) にあつてはその譲受数量及び譲渡数量 (第十 販売者(製造者又は輸入者に該当する者を除く。 製造者、 ıά 輸入者及び販売者 ( 専ら自己の使用のため農薬を 帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に、 又は輸入する者その他農林水産省令で定め 第十四条第 その 少な 製造

# (虚偽の宣伝等の禁止)

せるような宣伝をしてはならない。 若しくは販売する農薬の有効成分の含有量若しくはその効果に関 販売者は、その製造し、 第 の登録を受けていない農薬について当該登録を受けていると誤認さ て虚偽の宣伝をし、又は第二条第一項若しくは第十五条の二第一項 十条の二 製造者、 輸入者(輸入の媒介を行う者を含む。 加工し、輸入(輸入の媒介を含む。 又は

対し、 しなければその販売をしてはならないことその他の販売の制限をし 又はその販売を禁止することができる。 農薬につき、 第七条の規定による容器又は包装の表示を変更

3

められた場合において、 業者又は輸入業者がした容器又は包装の表示とみなす。 い変更したときは、その変更後の表示は、 の表示を変更しなければ農薬の販売をしてはならない旨の制限が定 前項の農林水産省令をもつて第七条の規定による容器又は包装 販売業者が当該表示をその制限の内容に従 同条の規定によつて製造

製造業者若しくは輸入業者又は販売業者は、 の他の農薬使用者から回収するように努めるものとする。 農薬について第二項の規定によりその販売が禁止された場合には、 製造業者又は輸入業者が製造し若しくは加工し、又は輸入し 当該農薬を防除業者そ

#### (帳簿)

数量)を、 存しなければならない。 性農薬に該当する農薬については、 条の三第一項の土壌残留性農薬又は第十二条の四第一項の水質汚濁 数量及び譲渡数量(第十二条の二第一項の作物残留性農薬 は輸入数量及び譲渡先別譲渡数量を、 れに農薬の種類別に、 第十条 製造業者、 真実かつ完全に記載し、 輸入業者及び販売業者は、 製造業者及び輸入業者にあつてはその製造又 少なくとも三年間その帳簿を保 その譲受数量及び譲渡先別譲渡 販売業者にあつてはその譲受 帳簿を備え付け、 第十二

# (虚偽の宣伝等の禁止)

第十条の二 に関して虚偽の宣伝をしてはならない。 製造業者、 又は販売する農薬の有効成分の含有量又はその 輸入業者又は販売業者は、 その製造し、 加

について、その有効成分又は効果に関して誤解を生ずるおそれのあ 2 る名称を用いてはならない。 製造者又は輸入者は、その製造し、加工し、又は輸入する農薬

### (使用の禁止)

省令で定める場合は、この限りでない。 の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録 ならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第二条第一項 第十一条 に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境 何人も、 次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用しては

第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。 容器又は包装に第七条の規定による表示のある農薬(第九条 特定農薬

# (農薬の使用の規制)

守すべき基準を定めなければならない。 の使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵 林水産省令・環境省令で定める農薬について、 第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けている農薬その他の農 用を確保するため、 第十二条 農林水産大臣及び環境大臣は、 農林水産省令・環境省令をもつて、 農薬の安全かつ適正な使 その種類ごとに、 現に第二条 そ

2 農林水産大臣及び環境大臣は、 前項の基準を変更することができる。 必要があると認められる場合に

3 は てはならない。 更された場合には、 農薬使用者は、 その変更後の基準) 第 一項の基準 (前項の規定により当該基準が変 に違反して、 農薬を使用し

> 2 農薬について、その有効成分又は効果に関して誤解を生ずるおそれ のある名称を用いてはならない。 製造業者又は輸入業者は、その製造し、 加工し、又は輸入する

# (防除業者の届出)

ならない。 第十一条 防除業者は 左の事項を農林水産大臣に届け出なければ

氏名及び住所

営業所 事業の内容

2 四 前項の規定による届出については、 防除の方法及び防除に使用する農薬の種類

第八条第二項及び第三項

(防除業者に対する監督)

規定を準用する。

第十二条 ときは、 の使用が農作物等、 又は当該農薬の使用を禁止するものとする。 農林水産大臣は、 前条の規定により届出のあつた方法による防除又は農薬 人畜又は水産動植物に害を及ぼすと認められる 防除業者に対し防除の方法の変更を命じ

2 第六条の三第三項の規定を準用する 前項の規定による処分についての異議申立てがあつた場合には

# 作物残留性農薬の使用の規制)

作物等についての残留性からみて、 第十二条の二 条の規定による容器又は包装の表示に係る同条第五号の事項を遵守 政府は、 政令をもつて、 当該種類に該当する農薬が第七 当該種類の農薬が有する農

十二条の二 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまつて使用され

第

(水質汚濁性農薬の使用の規制)

(略)

す る。 しないで使用される場合には、その使用に係る農作物等の汚染が生 害を生ずるおそれがある種類の農薬を、 かつ、 その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被 作物残留性農薬として指定

すべき基準を定めなければならない。 る同条第五号の事項の内容を勘案して、当該農薬を使用する場合に 場合には、遅滞なく、 おける適用病害虫の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守 当する農薬についての第七条の規定による容器又は包装の表示に係 環境大臣は、 前項の規定により作物残留性農薬の指定があつた 環境省令をもつて、当該作物残留性農薬に該

環境大臣は、必要があると認められる場合には、 前項の基準を

変更することができる。

その変更後の基準)に違反して、 第二項の基準(前項の規定により当該基準が変更された場合には、 作物残留性農薬に該当する農薬は、 使用してはならない。 当該作物残留性農薬に係る

(土壌残留性農薬の使用の規制)

として指定する。 いで使用される場合には、 規定による容器又は包装の表示に係る同条第五号の事項を遵守しな 壌についての残留性からみて、 第十二条の三 て人畜に被害を生ずるおそれがある種類の農薬を、 かつ、 その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつ 政府は、 政令をもつて、 その使用に係る農地等の土壌の汚染が生 当該種類に該当する農薬が第七条の 当該種類の農薬が有する十 土壌残留性農薬

当該土壌残留性農薬に該当する農薬の使用の規制については、 |項から第四項までの規定を準用する。 前項の規定により土壌残留性農薬の指定があつた場合における

水質汚濁性農薬の使用の規制

十二条の四 (略)

当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまつて使用され

に達する見込みが確実であること。ているか、又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態

#### (略

# (農薬の使用の指導)

るものとする。

るものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるように努め一号)第三十三条第一項に規定する病害虫防除員又はこれらに準ず定する改良普及員若しくは植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)第十四条の二第一項に規第十二条の三 農薬使用者は、農薬の使用に当たつては、農業改良

(農林水産大臣及び都道府県知事の援助)

普及、その生産、使用等に関する情報の提供その他その安全かつの被害、水質の汚濁又は土壌の汚染を防止するため必要な知識のその使用に伴うと認められる人畜、農作物等若しくは水産動植物第十二条の四(農林水産大臣及び都道府県知事は、農薬について、

に達する見込みが確実であること。ているか、又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態

#### (略)

2

# 作物残留性農薬等の使用の指導)

。都道府県知事が指定する者の指導を受けるように努めるものとする三条第一項に規定する病害虫防除員又はこれらに準ずるものとして及員若しくは植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第三十二十三年法律第百六十五号)第十四条の二第一項に規定する改良普薬を使用する者は、その使用に当たつては、農業改良助長法(昭和第十二条の五 作物残留性農薬、土壌残留性農薬又は水質汚濁性農

# 農薬安全使用基準)

ことが望ましい基準を定め、これを公表するものとする。の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守するするため必要があると認めるときは、農薬の種類ごとに、その使用第十二条の六 農林水産大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保

(農林水産大臣及び都道府県知事の援助)

普及、その生産、使用等に関する情報の提供その他その安全かつの被害、水質の汚濁又は土壌の汚染を防止するため必要な知識のその使用に伴うと認められる人畜、農作物等若しくは水産動植物(十二条の七) 農林水産大臣及び都道府県知事は、農薬について、

助を行うように努めるものとする。適正な使用の確保と品質の適正化に関する助言、指導その他の援

## (報告及び検査)

その対価を支払わなければならない。 状況若しくは帳簿、 び第二項の規定の施行に必要な限度において、 四第一項、 は農薬使用者に対し、 の者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ 第十三条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、 若しくは必要な場所に立ち入り、その業務若しくは農薬の使用の 第三条第一項、第六条の二第三項、 ただし、農薬又はその原料を集取させるときは、 第十二条第三項、 販売若しくは使用に関し報告を命じ、又はその職員にこれら 第七条、第九条第一項及び第二項、 書類その他必要な物件を検査させることができ 都道府県知事は販売者に対し、 第十二条の二第一項並びに第十四条第一項及 第六条の三第一項、 第十条の二、 農薬の製造、 輸入者、 第 時価によつて 第六条の 一条第一項 販売者又 第十一 加工、

#### 2 (略)

ない。 ıΣ 者 3 を集取させるときは、 必要な物件を検査させることができる。 の農薬若しくはその原料を集取させ、 報告を命じ、 認めるときは、 汚濁性農薬の使用者に対し、この法律を施行するため必要があると その業務若しくは農薬の使用の状況若しくは帳簿、 輸入者又は農薬使用者に対し、第一項に定めるもののほか、農 又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量 農薬の製造、 時価によつてその対価を支払わなければなら 加工、 農林水産大臣又は環境大臣は製造 輸入、 都道府県知事は販売者又は水質 若しくは必要な場所に立ち入 ただし、 販売若しくは使用に関し 農薬又はその原料 書類その他

#### \* (略)

(検査所による検査)

助を行なうように努めるものとする。適正な使用の確保と品質の適正化に関する助言、指導その他

の

援

## (報告及び検査)

料を集取させ、 おいて、その業務若しくは農薬の使用に関し報告を命じ、又はその一項並びに第十四条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度に 農薬の使用の状況若しくは帳簿、 職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原 第十三条 農林水産大臣又は環境大臣は製造業者: 業者に対し、 六条の三第一項、 業者又は防除業者その他の農薬使用者に対し、 |項、第十条の二、第十二条の二、 第二条第一項、 若しくは必要な場所に立ち入り、 第六条の四第一項、 第三条第一項、 書類その他必 第十二条の三、 第七条、 第六条の二第三項、 8三、第十二条の四第第九条第一項及び第 都道府県知事は販売 その業務若しく 輸 入業 又はその 者

ったい。を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければな要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料

#### - (略)

2

その原料を集取させるときは、 知事は販売業者又は水質汚濁性農薬の使用者に対し、 業者、 3 類その他必要な物件を検査させることができる。 要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、 用に関し報告を命じ、 行するため必要があると認めるときは、 ればならない。 に立ち入り、 第一 輸入業者又は防除業者その他の農薬使用者に対し、 項に定めるもののほか、 その業務若しくは農薬の使用の状況若しくは帳簿、 又はその職員にこれらの者から検査のため必 時価によつてその対価を支払わなけ 農林水産大臣又は環境大臣は その業務若しくは農薬の ∜況若しくは帳簿、書若しくは必要な場所 ただし、 この法律を施 農薬又は 都道 府県 製造 使

#### (略

# 検査所による検査)

Ιţ 農薬使用者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集 させることができる。 売若しくは使用の状況若しくは帳簿、 取させ、又は必要な場所に立ち入り、 あると認めるときは、 第十三条の二 農林水産大臣は、 時価によつてその対価を支払わなければならない。 ただし、 検査所に、 農薬又はその原料を集取させるとき 製造者、 前条第一 書類その他必要な物件を検査農薬の製造、加工、輸入、販 輸入者、 項の場合において必要が 販売者若しくは 販

2~4 (略)

# (都道府県が処理する事務)

道府県知事が行うこととすることができる。大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都臣又は環境大臣の権限並びに第十四条第二項の規定による農林水産大第十三条の三(第十三条第一項及び第三項の規定による農林水産大

### (権限の委任)

より、その一部を地方農政局長に委任することができる。規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令の定めるところに第十三条の四(第十三条第一項及び第三項並びに第十四条第二項の

### (監督処分)

定による登録を取り消すことができる。は禁止し、又はその製造者若しくは輸入者に係る第二条第一項の規違反したときは、これらの者に対し、農薬の販売を制限し、若しく第十四条 農林水産大臣は、製造者又は輸入者がこの法律の規定に

十条の二第一項の規定に違反したときは、当該販売者に対し、農薬2 農林水産大臣は、販売者が第九条第一項若しくは第二項又は第

件を検査させることができる。ただし、 第十三条の二 せるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。 薬若しくはその原料を集取させ、 しくは防除業者その他の農薬使用者から検査のため必要な数量の農 あると認めるときは、 業務若しくは農薬の使用の状況若しくは帳簿、 農林水産大臣は、 検査所に、 又は必要な場所に立ち入り、その 製造業者、 前条第一項の場合において必要が 農薬又はその原料を集取さ 輸入業者 書類その他必要な物 販売業者若

(都道府県が処理する事務

2 4

(略)

準用する。

本用する。

本用する。

本用する。

本の分につき不服申立てがあつた場合には、同条第二項の規定を入臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるとこ大臣の権限がびに第十三条第一項及び第三項の規定による農林水産第十三条の三 第十一条及び第十二条第一項の規定による農林水産

### (権限の委任)

。るところにより、その一部を地方農政局長に委任することができるび第三項の規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令の定め第十三条の四(第十一条、第十二条第一項並びに第十三条第一項及

### (監督処分)

一項の規定による登録を取り消すことができる。しくは禁止し、又はその製造業者若しくは輸入業者に係る第二条第定に違反したときは、これらの者に対し、農薬の販売を制限し、若第十四条(農林水産大臣は、製造業者又は輸入業者がこの法律の規

第十条の二第一項の規定に違反したときは、当該販売業者に対し、2 農林水産大臣は、販売業者が第九条第一項若しくは第二項又は

の販売を制限し、又は禁止することができる。

3 の販売又は使用を制限し、又は禁止することができる。 検査させた結果、 農林水産大臣は、その定める検査方法に従い、 人畜又は水産動植物に害があると認められるときは、 農薬の品質、包装等が不良となつたため、 検査所に農薬を 当該農薬 農作物

第二項並びに第十条の二第一項の規定を除く。) に違反したときは4 都道府県知事は、販売者がこの法律の規定 (第九条第一項及び 当該販売者に対し、 農薬の販売を制限し、又は禁止することがで

へ 略

(外国製造農薬の登録

第十五条の二 (略)

2 5 (略)

薬に、第五条の二から第六条の二まで、第六条の四第二項、第六条、第六条の三及び第六条の四第一項の規定は第一項の登録に係る農六条の五並びに第六条の七の規定は第一項の登録に、第二条第五項6 第二条第二項、第三項及び第六項、第三条から第五条まで、第 する農薬については、 及びその国内管理人に準用する。この場合において、 の六及び第七条(ただし書を除く。)の規定は登録外国製造業者に 条第三項中「 第三項第五号中「製造者又は輸入者」とあるのは「 を受けようとする者及びその者が同条第二項の規定により選任した 製造若しくは加工又は輸入の事業」とあるのは「製造業(農薬を 項 第九条第四項及び第十条の二の規定は第一項の登録外国製造業者 の氏名(法人の」と、 一号中「氏名(法人の」とあるのは「 月 の登録を受けた者」と、 第四条第一項中「 一箇月」とあるのは「 製造方法」とあるのは「 同項第九号中「 第三条第三項中「 二週間」とあるのは「一 月」 製造し、 第十五条の二 Ļ 製造方法」と、 第五条の二 箇月」とあるのは 又は加工しようと 第十五条の二第 第一 第二条第二項 月 項の登録 |第一項中 Ļ 同条

製造し、又は加工してこれを販売する事業をいう。

以下同じ。)」

農薬の販売を制限し、 又は禁止することができる。

等、 3 の販売を制限し、又は禁止することができる。 検査させた結果、農薬の品質、 人畜又は水産動植物に害があると認められるときは、 農林水産大臣は、 その定める検査方法に従い、 包装等が不良となつたため、農作物る検査方法に従い、検査所に農薬を 当該農薬の、農作物

Ŕ -び第二項並びに第十条の二第一項の規定を除く。 4 ができる。 当該販売業者に対し、 都道府県知事は、 販売業者がこの法律の規定(第九条第一項及 農薬の販売を制限し、 又は禁止すること ) に違反したとき

(略)

(外国製造農薬の登録)

第十五条の二 (略)

2 5

<u>ත</u> 同条第三項中「 るのは「二月」と、 者の氏名 (法人の) を受けようとする者及びその者が同条第二 の六及び第七条 (ただし書を除く。)の規定は登録外国製造業者に 薬に、第五条の二から第六条の二まで、第六条の四第二項、 条第三項第五号中「製造業者又は輸入業者」とあるのは「 工した農薬については、 第一号中「氏名 (法人の」 及びその国内管理人に準用する。 六条の五並びに第六条の七の規定は第一項の登録に、 第九条第四項及び第十条の二の規定は第一項の登録外国製造業者 項及び第二項中「製造業又は輸入業」とあるのは「製造業」と、 第 同条第三項中「 項の登録を受けた者」と、 (略) 二週間」とあるのは「一月」と、「製造業又は輸入 بالج 第四条第一項中「二週間」とあるのは「 箇月」とあるのは「二月」と、 製造方法」とあるのは「 同項第十号中 とあるのは「 この場合において、 第三条第三項中 第十五条の二第 製造業者の製造し、 |項の規定により選任した 製造方法」と、 第二条第二項 第五条の二第 箇月」とあ 一項の登録 第十五条 と、以は、加 第六条 月」

Ļ 十四条第一項」とあるのは「第十五条の五第一項」と、同条第三号のは「第十五条の二第一項」と、同条第四号及び第六条の七中「第 」と、同条第三号及び第六条の六第一号中「第二条第一項」とある 本邦に輸出されるもの」と読み替えるものとする。 の二中「その製造し、 該登録外国製造業者が製造し、 は輸入者が製造し若しくは加工し、 のを製造し、 のは「第十五条の二第一項の登録に係る農薬で本邦に輸出されるも 七条中「その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を」とある 受けた者及びその者が同条第二項の規定により選任した者」と、 中「製造者又は輸入者」とあるのは「第十五条の二第一項の登録を 造若しくは加工又は輸入」とあるのは「製造業」と、「二週間」と は しくは販売する農薬」とあり、 と、第六条の五第二号中「第二条第一項」とあるのは「第十五条の あるのは「一月」と、同条第六項中「二週間」とあるのは「一月」 六条第二項中「二週間」とあるのは「一月」と、 |第一項」と、「製造若しくは加工又は輸入」とあるのは「製造業 (する農薬」とあるの 製造若しくは加工又は輸入の事業」とあるのは「製造業」と、 製造業」と、 「製造若しくは加工若しくは輸入の事業」とあるのは「 同条第二項中「製造若しくは加工又は輸入の事業」とあるの 又は加工してこれを」と、 同条第三項中「 は「第十五条の二 加工し、 又は加工して販売した」 及び「その製造し、 輸入(輸入の媒介を含む。 二週間」とあるのは「一月」と、 又は輸入した」とあるのは「当 第 第九条第四項中「 項の登録に係る農薬で 同条第五項中「製 加工し、 بح 製造者又 又は輸 第十条 製造業 第

(外国製造農薬の輸入者の届出)

る場合は、この限りでない。 該輸入者が当該農薬の登録外国製造業者又はその国内管理人であ次の事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、当第十五条の四 第十五条の二第一項の登録に係る農薬の輸入者は、

- 輸入する農薬の登録番号
- | 輸入者の氏名及び住所

間」とあるのは「 業」とあるのは「製造業」と、 る農薬」 は販売する農薬」 選任した者」と、 第一項」とあるのは「第十五条の二第一項」と、同条第四号及び第 るのは「製造業」と、 とあるのは「第十五条の二第一項」と、「 製造業又は輸入業」とあ 造業」と、 は「一月」 て販売した」 入した」とあるのは「当該登録外国製造業者が製造し、 第四項中「 本邦に輸出されるものを製造し、 した農薬を」とあるのは「第十五条の二第一項の登録に係る農薬で の二第一項の登録を受けた者及びその者が同条第二項の規定により 六条の七中「第十四条第一項」とあるのは「第十五条の五第一項」 に輸出されるもの」と読み替えるものとする。 同条第三号中「製造業者又は輸入業者」とあるのは「第十五条 とあるのは「第十五条の二第 بح 製造業者又は輸入業者が製造し若しくは加工し、 「二週間」とあるのは「 ڔ 同条第五項中「 とあり、 第七条中「その製造し若しくは加工し、又は輸入 第十条の二中「 月」と、 同条第三号及び第六条の六第一号中「第二条 及 び「 第六条の五第二号中「第二条第一項」 製造業又は輸入業」とあるの 第六条第二項中「二週間」とあるの 又は加工してこれを」と、 その製造し、 その製造し、 一月」と、 項の登録に係る農薬で本邦 加工し、 加工し、 同条第六項中「二週 又は加工し 又は輸入す 輸入し、 又は輸 第九条 ばっ

(外国製造農薬の輸入業者の届出)

る場合は、この限りでない。該輸入業者が当該農薬の登録外国製造業者又はその国内管理人であ、次の事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、当第十五条の四(第十五条の二第一項の登録に係る農薬の輸入業者は

- ・ 輸入する農薬の登録番号
- 輸入業者の氏名及び住所

- 2 届け出なければならない。 更を生じたとき及びその輸入を廃止したときもまた同項と同様に 前 項の規定による届出をした輸入者は、 同項の届出事項中に変
- 3 間 廃止した場合にあつてはその変更を生じた日又はその輸入を廃止 に係る農薬の輸入を開始する場合にあつてはその開始の日の二週 前までに、第一項の事項中に変更を生じた場合又はその輸入を た日から二週間以内に、 前二項の規定による届出は、 これをしなければならない。 新たに第十五条の二第一項の登録

# (農業資材審議会)

第十六条 (略)

2 ればならない。 廃の立案をしようとするときは、 する場合を含む。 又は第十二条の二第一項若しくは第二項の政令の制定若しくは改 環境大臣は、 第三条第二項(第十五条の二第六項において準用 の基準を定め、若しくは変更しようとするとき 農業資材審議会の意見を聴かなけ

ときは、 項の農林水産省令・環境省令を制定し、 農薬を指定し、 3 林水産大臣及び環境大臣は、 農業資材審議会の意見を聴かなければならない 若しくは変更しようとするとき、 第二条第 若しくは改廃しようとする 項の規定により特定 又は第十二条第

(協

第二項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするときは 格を設定し、 第十六条の二 環境大臣に協議しなければならない。 変更し、若しくは廃止しようとするとき、 農林水産大臣は、 水質汚濁性農薬について、 又は第九条 公定規

> 2 変更を生じたとき及びその事業を廃止したときもまた同項と同様に 届け出なければならない。 前項の規定による届出をした輸入業者は、 同項の届出事項中に

止した場合にあつてはその変更を生じた日又はその事業を廃止し 間前までに、第一項の事項中に変更を生じた場合又はその事業を廃 に係る農薬の輸入業を開始する場合にあつてはその開始の日の二週 日から二週間以内に、これをしなければならない。 前二項の規定による届出は、 新たに第十五条の二第一項の 登

3

# (農業資材審議会)

第十六条 (略)

第一 する場合を含む。 2 とするときは、 準用する場合を含む。 するとき、 第十二条の二第一項、 項若しくは第二項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようと 環境大臣は、 又は第十二条の二第二項 農業資材審議会の意見を聴かなければならない。 )の基準を定め、 第三条第二項 (第十五条の二第六項において準用 の環境省令を制定し 第十二条の三第一項若しくは第十二条の四 若しくは変更しようとするとき (第十二条の三第二項において 若しくは改廃しよう

(協

ならない。 は廃止しようとするとき、又は第九条第二項の農林水産省令を制定 又は水質汚濁性農薬について、 第十六条の二 若しくは改廃しようとするときは、 農林水産大臣は、 公定規格を設定し、 作物残留性農薬、 環境大臣に協議しなければ 変更し、若しく 土壌残留性農薬

2 環境大臣は、 第十二条の二第二項 (第十二条の三第二項に お 11

(罰則)

| しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 | 第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若|

の二第六項において準用する場合を含む。)、第十一条又は第十二一 第二条第一項、第七条、第九条第一項、第十条の二(第十五条

条第三項の規定に違反した者

| した者| 二 第九条第二項の農林水産省令の規定による制限又は禁止に違反| 二 第九条第二項の農林水産省令の規定による制限又は禁止に違反

して都道府県知事の許可を受けないで水質汚濁性農薬に該当する農三 第十二条の二第二項の規定により定められた規則の規定に違反

薬を使用した者

した者系の二第五項又は第十五条の四第一項若しくは第二項の規定に違反のの一、第六条第二項、第八条第一項若しくは第二項、第十条、第十五一

くは忌避した者三条の二第一項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若し三条の二第一項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第三項の規定による報告を怠り、若し二 第十三条第一項若しくは第三項の規定による報告を怠り、若し

妨げ、若しくは忌避した者報告をし、又は同項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、 第十五条の三第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の

するときは、農林水産大臣に協議しなければならない。て準用する場合を含む。)の環境省令を制定し、又は改廃しようと

(罰則)

は五万円以下の罰金に処する。第十七条、次の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又

条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者一 第二条第一項、第七条、第九条第一項又は第十条の二(第十五

した者 第九条第二項の農林水産省令の規定による制限又は禁止に違反

第十二条第一項の規定による命令又は禁止に違反した者

は三万円以下の罰金に処する。第十八条(次の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又)

くは忌避した者三条の二第一項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第三項若しくは第十二第十三条第一項若しくは第三項の規定による報告を怠り、若し二

妨げ、若しくは忌避した者報告をし、又は同項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、三年五条の三第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の

第十八条の二 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に

第十七条(前号に係る部分を除く。)、第十八条又は第十八条
限る。) 又は第二号   一億円以下の罰金刑
第十七条第一号(第二条第一項又は第九条第一項に係る部分に
定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に
他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為
第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その
下の罰金に処する。
若しくは第六項又は第六条の六の規定に違反した者は、三十万円以
第十八条の二 第五条の二第三項、第六条第一項、第三項、第五項

各本条の罰金刑

処する。

合を含む。 第十二条の二第四項(第十二条の三第二項において準用する場 の規定に違反した者

薬を使用した者 て都道府県知事の許可を受けないで水質汚濁性農薬に該当する農 第十二条の四第二 |項の規定により定められた規則の規定に違反

若しくは第六項又は第六条の六の規定に違反した者は、一万円以下 第十八条の三 第五条の二第三項、 の罰金に処する。 第六条第一項、第三項、第五項

をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前四条の違反行為第十九条(法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その び監督が尽されたことの証明があつたときは、 業者の当該違反行為を防止するため、 の罰金刑を科する。 この限りでない。 但し、 法人又は人の代理人、 当該業務に対し相当の注意及 その法人又は人につ 使用人その他の従

- 20 -